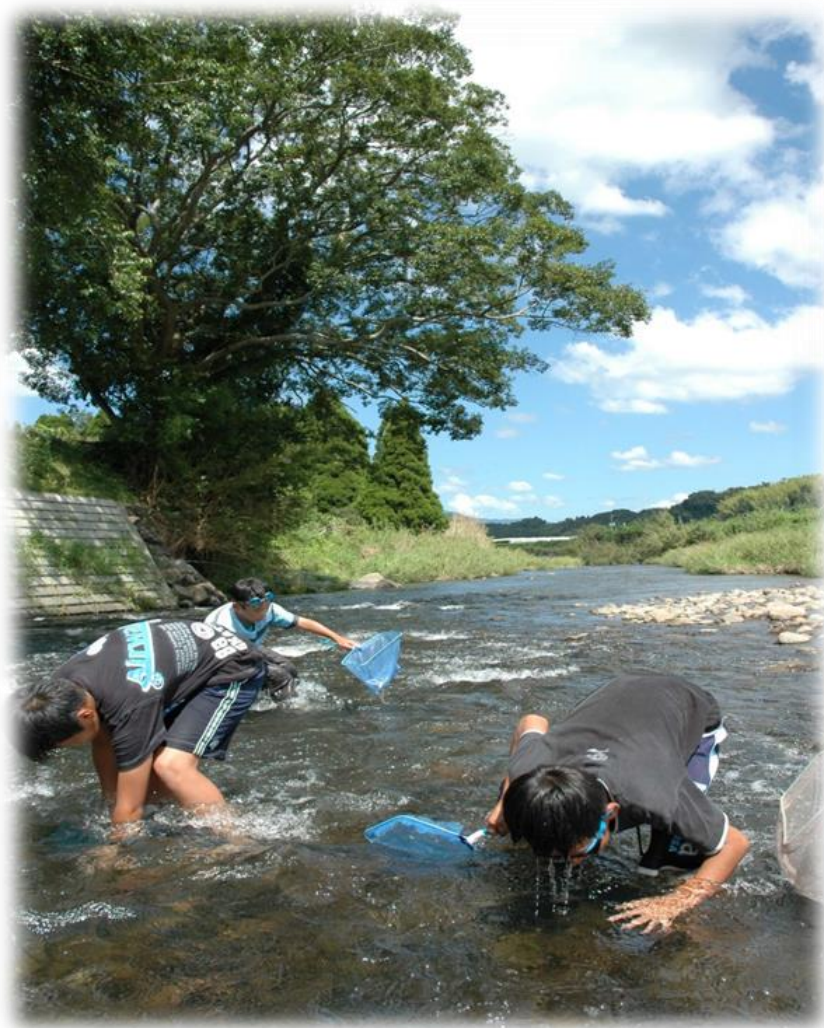


さつま町水道ビジョン

～ 未来までとどけ安心安全なさつまの水 ～



令和8年4月
さつま町水道課

～ 目 次 ～

第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・2
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・3
- 3 水道ビジョンの位置づけ・・・・・・・・・・3

第2章 水道事業の現状と課題

- 1 水道事業の沿革・・・・・・・・・・5
- 2 水道事業の現状・・・・・・・・・・6
- 3 水道普及状況と水需要の推移・・・・・・・・・・7
- 4 水道事業の施設概要・・・・・・・・・・8
- 5 水道事業の経営状況・・・・・・・・・・14
- 6 水道事業の分析・評価・・・・・・・・・・16
- 7 水道事業の現状の課題・・・・・・・・・・25

第3章 将来の水道事業環境

- 1 外部環境の変化・・・・・・・・・・26
- 2 内部環境の変化・・・・・・・・・・28

第4章 水道事業の基本理念と理想像

- 1 基本理念及び理想像・・・・・・・・・・30

第5章 目標実現のための施策

- 1 『維持』いつまでも皆様の近くにあり続ける水道・・・・・・・・・・31
- 2 『安全』いつ飲んでも安全な信頼される水道・・・・・・・・・・34
- 3 『強靱』災害に強いたくましい水道・・・・・・・・・・35
- 今後のスケジュール・・・・・・・・・・36

第6章 ビジョンの実現に向けて

- フォローアップ・・・・・・・・・・37

第 1 章 はじめに

1 策定の趣旨

近年、日本を取り巻く環境は、人口減少に加え高齢化の進行、通信技術やAI技術の進化、大規模地震や頻発する豪雨災害などの自然災害増加など大きく変化しています。

水道事業においては、人口減少に伴う給水収益の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化に伴う施設更新費用の増大、大規模地震に備えた水道施設の耐震化など水道事業が直面している課題が山積しており、これらの課題に対処するための事業費の確保など計画的な対応が求められています。

これら水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、国は、これまでの「水道ビジョン」（平成16年度策定）を全面的に見直し、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定・公表しました。「新水道ビジョン」は、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を今後も全ての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後取り組むべき事項、方策を定めています。

本町の水道事業においては、平成21年度に「さつま町水道ビジョン さつま町水道事業基本計画」を策定し、町民生活を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりました。

これまで、平成27年4月に簡易水道4事業（薩摩、鶴田、鶴田中央、宮之城）を事業統合し「第2上水道事業」に、さらに平成29年4月に「第2上水道事業」と「上水道事業」を事業統合、名称を「さつま町上水道事業」に改め、異なっていた水道料金体系を統一するなど計画を推進してまいりました。

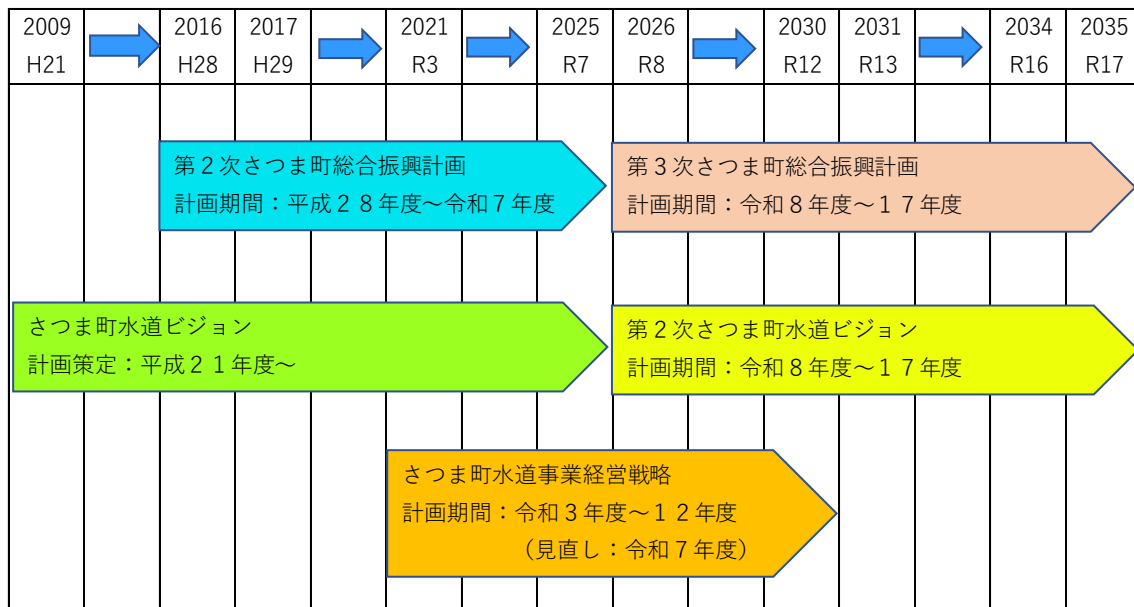
平成21年度に策定された「さつま町水道ビジョン」は、国の「新水道ビジョン」が公表される前に策定されたものであることから、今後の事業環境の変化への対応、危機管理対策の構築、新たに策定された「第3次さつま町総合振興計画」との整合性を図るため内容を見直すものです。

2 計画の期間

第2次さつま町水道ビジョンの計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

今後、水道事業を取り巻く環境に変化が生じた場合には、再評価してその都度見直しを行います。

◆計画期間：令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

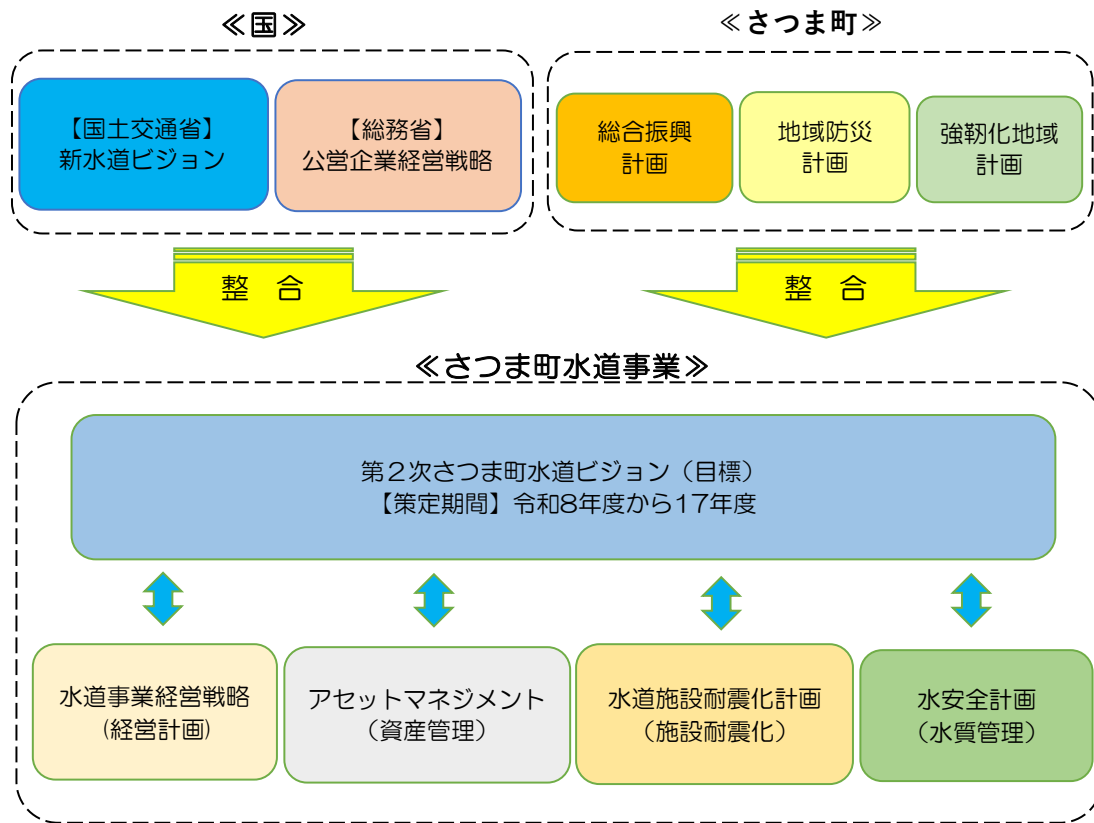


3 水道ビジョンの位置づけ

「水道ビジョン」の策定に当たっては、「さつま町総合振興計画」と整合を図るとともに、今後のさつま町の水道事業の根幹をなすべき計画であり、安全かつ安定した給水に努め、健全な事業経営の確立を図ることを目的としたもので、「さつま町水道事業経営戦略」の事業内容、投資財政計画の基となるものです。

水道事業の施設、経営、維持管理状況の現状分析を行い、課題等を抽出したうえで、将来の経営目標を設定し、実現に向けた具体的な施策を掲げることとします。

【計画の位置付け】



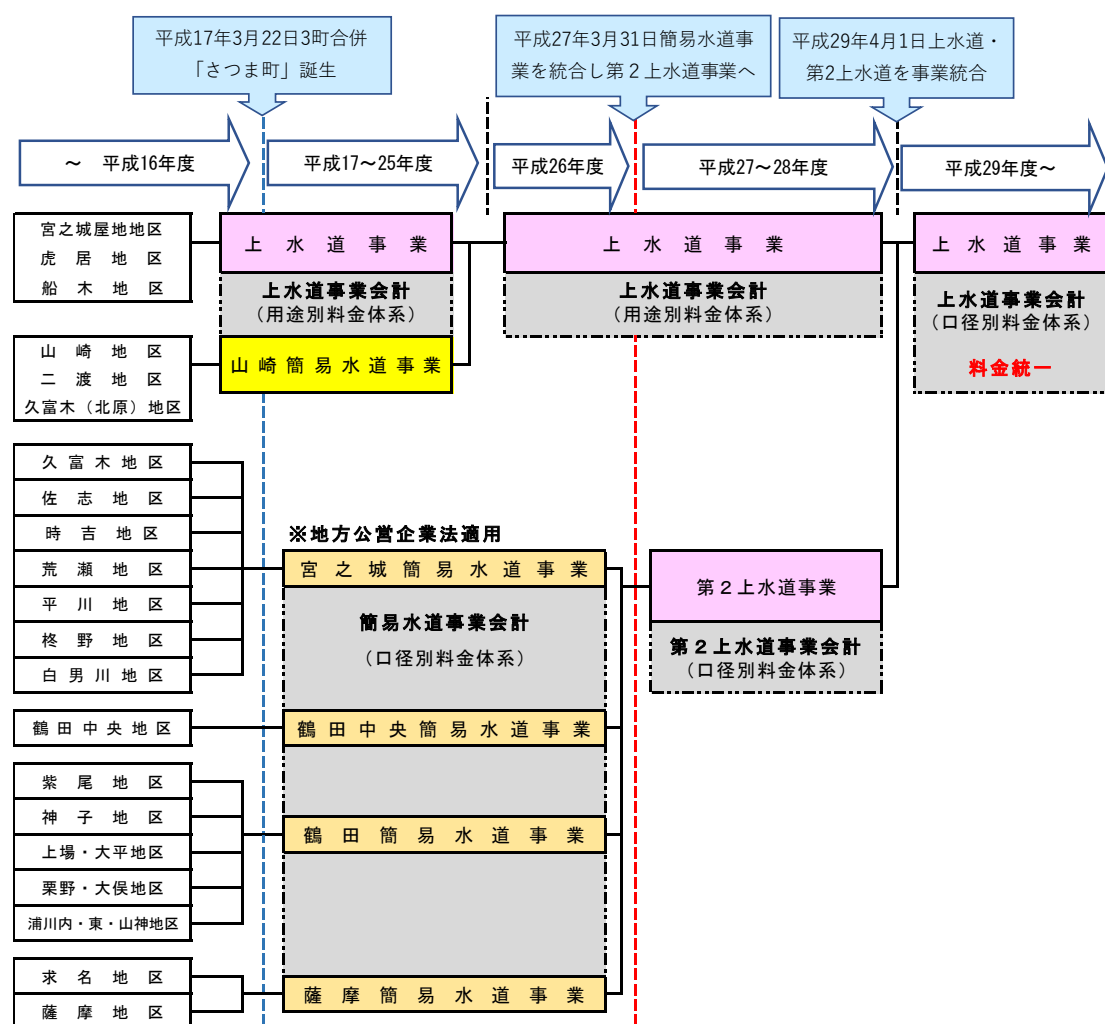
第2章 水道事業の現状と課題

1 水道事業の沿革

本町の水道事業は、平成17年3月22日の3町合併に伴い、合併前の旧町において、それぞれの簡易水道事業を統合し、1上水道事業・5簡易水道事業の計6事業により給水を行ってきました。その後、平成26年4月に山崎簡易水道事業を上水道事業に統合、平成27年4月で簡易水道4事業（宮之城・鶴田・鶴田中央・薩摩）を統合し第2上水道事業に、さらには平成29年4月に上水道事業、第2上水道事業を一元化し現在に至っています。

事業運営については、合併当初、上水道事業と山崎簡易水道事業による「さつま町水道事業会計」と簡易水道4事業（薩摩・鶴田・鶴田中央・宮之城）による「さつま町簡易水道事業会計」の2つの会計で運営していました。その後、事業統合に併せて「さつま町簡易水道事業会計」を「さつま町第2上水道事業会計」とし、さらに「さつま町水道事業会計」と「さつま町第2上水道事業会計」を統合して、現在は「さつま町上水道事業会計」として運営しています。

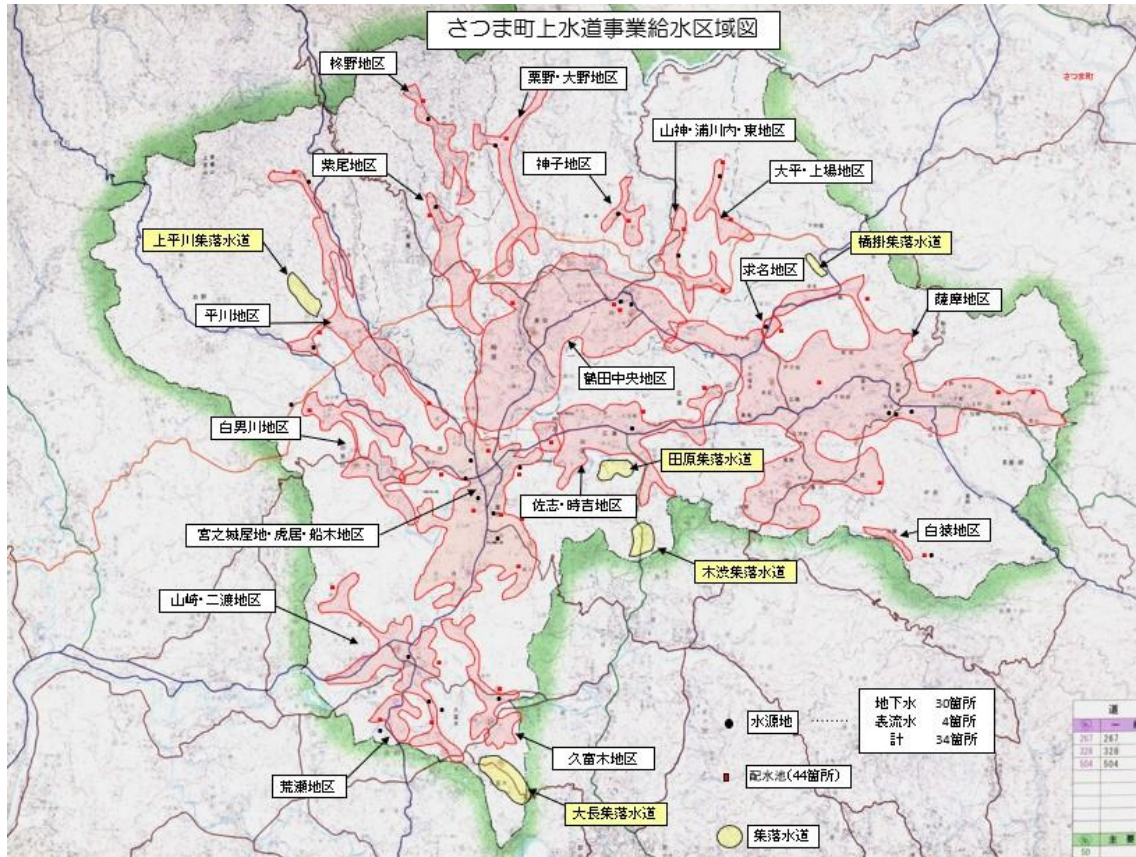
■ さつま町水道事業沿革



2 水道事業の現状

本町の水道事業の給水区域及び主要施設は、次のとおりです。

【給水区域図】



【主要施設】

水源地	地下水	30箇所
	表流水	4箇所
配水池		43箇所

3 水道普及状況と水需要の推移

(1) 水道の普及状況

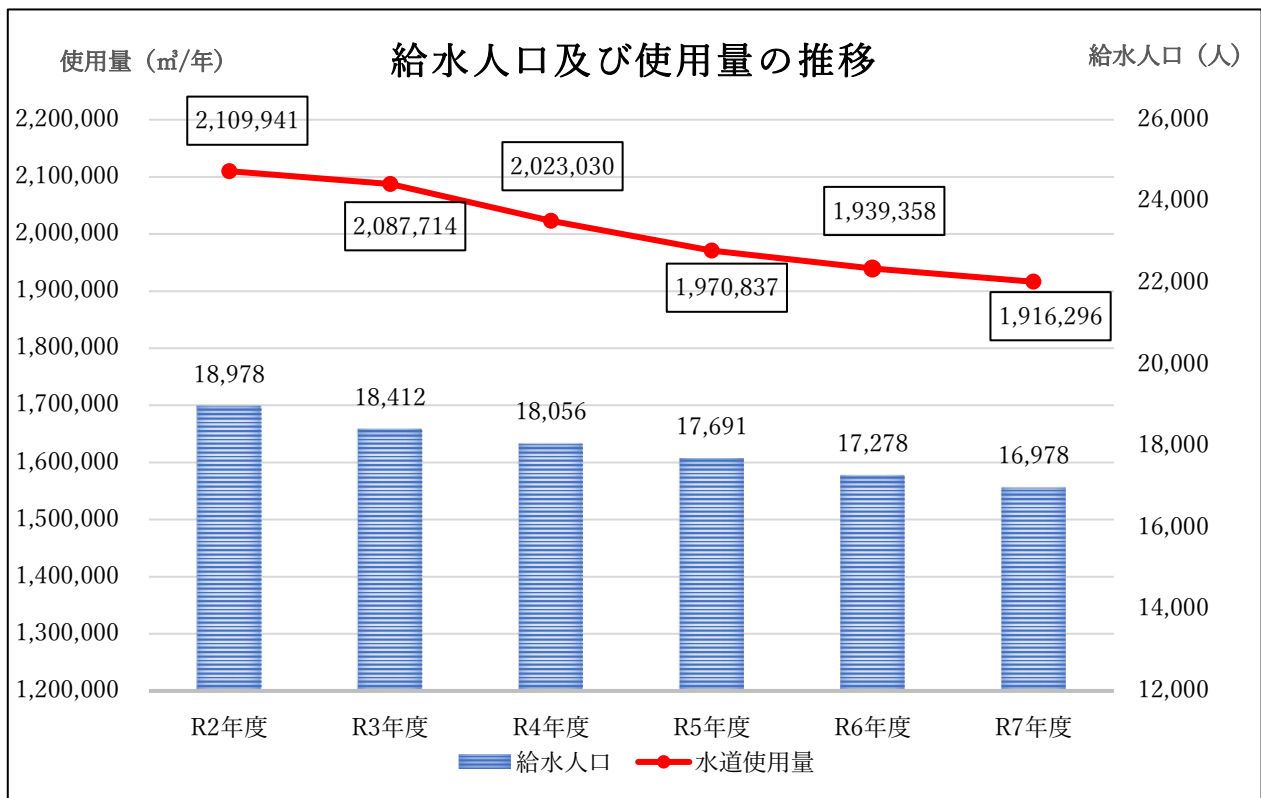
令和7年度末の普及状況は、給水区域内人口 17,461 人に対し、給水人口 16,978 人で、普及率は 97.23%となっています。

(2) 水需要の推移

令和7年度末の有収水量は、1,916,296 m³で、次に示すとおり年々減少傾向にあります。

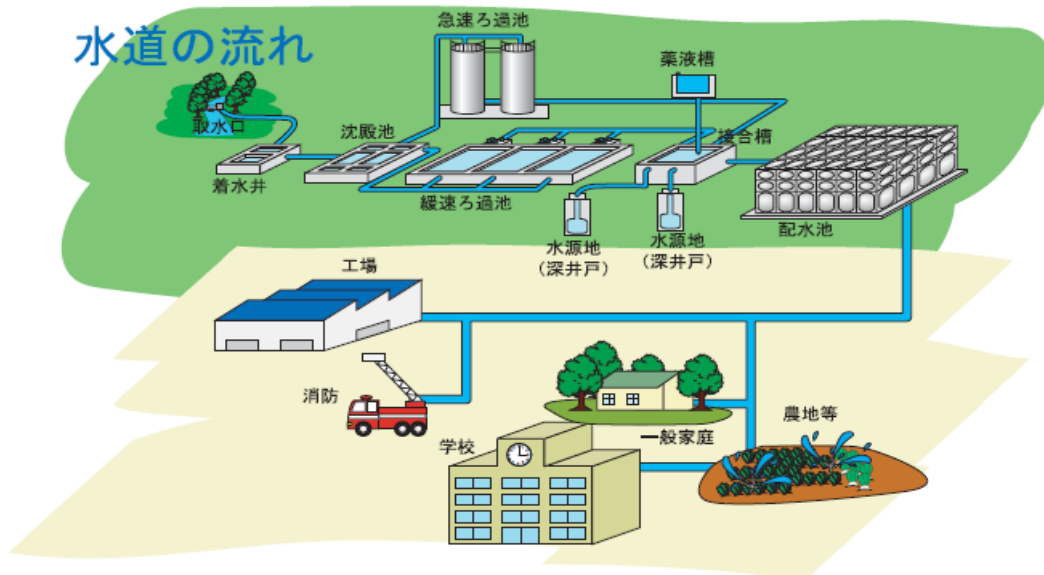
【給水人口と水道使用量の推移】

区 分	単	区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
給水人口	人	実 績	18,978	18,412	18,056	17,691	17,278	16,978
		対前年度	△ 400	△ 566	△ 356	△ 365	△ 413	△ 300
給水戸数	戸	実 績	9,429	9,173	9,081	9,019	8,941	8,868
		対前年度	△ 36	△ 256	△ 92	△ 62	△ 78	△ 73
水道使用量	m ³	実 績	2,109,941	2,087,714	2,023,030	1,970,837	1,939,358	1,916,296
		対前年度	14,846	△ 22,227	△ 64,684	△ 52,193	△ 31,479	△ 23,062



4 水道事業の施設概要

水道施設は、地下水、河川水などの原水を取水するための「取水施設」、取水施設から取水した原水を浄化施設へ送るための「導水施設」、原水を浄化して水質基準に適合した水道水にするための「浄水施設」、浄水施設から配水施設へ水を送るため「送水施設」及び水道水を一時的に貯留し各家庭などへ供給するための「配水施設」があります。



(1) 水源施設

町内に34箇所の水源施設を有し、全ての水源が自己水源です。

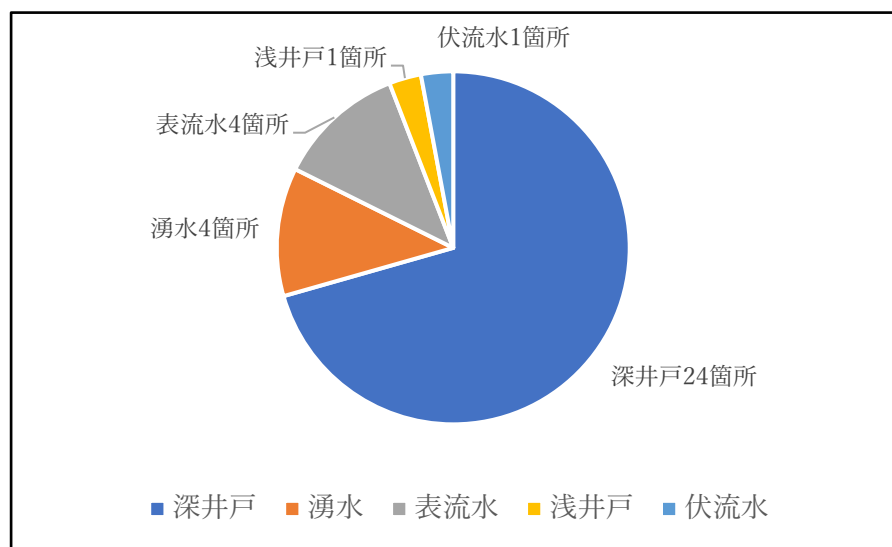
水源の種別は、深井戸・湧水・伏流水・表流水で、うち1割が表流水、残りは地下水となっており、地下水への依存度が高い状況です。

【水源・取水施設一覧】

水源施設名	水源種別	取水可能量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	整備年度
船木第1	湧水	250	100	S10
船木第2	湧水	450	300	T15
上向	湧水・深井戸	1,300	900	S27
西手	伏流水	2,400	2,000	S37
城之口	深井戸	1,500	700	S46
前岡	深井戸	600	200	H5
船木東第1	深井戸(予備)	650	400	S58
船木東第2	深井戸	1,100	600	H16
新川	深井戸	85	85	S50
北原第1	深井戸	217	217	S59
北原第2	深井戸	350	350	H13

水源施設名	水源種別	取水可能量 (m ³ /日)	計画取水量 (m ³ /日)	整備年度
久富木	湧 水	400	170	S52
佐 志	湧水・浅井戸	737	490	S57
時 吉	深井戸（予備）	168	—	S60
荒 瀬	深井戸	192	80	S55
母ヶ野	深井戸	254	250	H7
登 尾	深井戸	80	80	H8
柊 野	深井戸	654	95	H6
白男川第1	深井戸	350	175	H8
白男川第2	深井戸（予備）	300	—	H8
鶴田中央第1（白岩）	表流水	592.4	589.6	S39
鶴田中央第2（菅之元）	深井戸	1,350	994	S60
鶴田中央第3（赤坂）	深井戸	550	350	S60
紫尾第2（湯川内）	表流水	315	227	S56
神 子	深井戸	150	48	H2
大 俣	深井戸	150	100	H8
浦川内	深井戸	500	55	H11
上 場	深井戸	290	50	H8
薩摩第1	表流水	961	469.7	S54
薩摩第2	深井戸	700	560	H14
薩摩第3	深井戸	362	55	—
薩摩第4（白猿）	表流水	80	19.8	S61
薩摩第5（求名第1）	湧水（予備）	62	—	S32
薩摩第6（求名第2）	深井戸	114	100	S58
34施設		18,213	10,810	

（水源種別の箇所数）





西手水源地（伏流水）



観音滝第1水源地（表流水）

(2) 浄水施設

深井戸、湧水等地下水を水源とする施設については、塩素滅菌のみの処理で給水しています。表流水を水源とする施設については、緩速ろ過方式2箇所、急速ろ過方式2箇所の合計4箇所あります。

【浄水施設】

浄水場名	原水区分	浄水方法	整備年度
鶴田中央浄水場	表流水	緩速ろ過	S39
紫尾浄水場	表流水	緩速ろ過	S55
観音滝浄水場	表流水	急速ろ過	S54
白猿浄水場	表流水	急速ろ過	S61



鶴田中央浄水場（緩速ろ過）



観音滝浄水場（急速ろ過）

(3) 送水・配水設備

本町の地形は起伏の差が大きく、集落が点在しているため、安定した水を供給するための送水・配水施設が町内に 43 箇所あり、配水池の総容量は 7,901 立方メートルです。

そのうち平成 20 年度に更新・築造された上向配水池は、耐震化構造を備えており、災害時の給水拠点施設として活用可能な施設となっています。

【配水施設】

配水池名	容量 (m ³)	構 造	整備年度	備考
船木第 1	70	RC	T15	
船木第 2	130	RC	T15	
虎居（上向）	650	SUS	H20	
西 手	500	RC	S39	
旭	47	RC	S54	
船木第 3（船木東）	590	PC	S58	
五日町	300	PC	H1	
前 岡	130	RC	H3	
松 山	63	SUS	H26	
山崎（北原第 1）	228	RC	S59	
折小野	64	RC	S59	
北原（北原第 2）	88	RC	S62	
久富木	136	RC	S52	H1 40m ³ 増設
佐 志	223	RC	S58	H8 53m ³ 増設
青芝野	44	RC	H8	
時 吉	110	RC	S60	
荒 瀬	89	RC	S54	S60 36m ³ 増設
登 尾	130	RC	H8	
母ヶ野	180	RC	H7	
甫 立	72	SUS	H13	
柵 野	102	RC	H6	
白男川	238	SUS	H8	H14 70m ³ 増設
湯田原（低区）	604	RC	S39	S58 170m ³ 増設
鶴田中央（高区）	750	SUS	H15	
川 口	540	SUS	H16	
紫 尾	230	RC	S56	
神子（高下）	80	RC	H2	
上 場	88	SUS	H8	
大 平	43	SUS	H8	
大 俣	90	SUS	H8	

配水池名	容量 (m ³)	構 造	整備年度	備考
山神 (第1)	70	SUS	H11	
東 (第2)	60	SUS	H12	
別府原第1	252	RC	S54	
別府原第2	225	SUS	S60	
松八重	29	RC	S54	
永 野	182	RC	S54	
山峯第1	21	RC	S54	
山峯第2	105	SUS	H16	
搦第1	24	RC	S54	
搦第2	36	RC	H13	
白 猿	30	RC	S61	
求 名	104	RC	S58	
柏原 (迫畑)	154	RC	S59	休止中
43施設	7,901			



上向配水池



別府原配水池

(4) 管路施設

水道管路は、導水管、送水管、配水管を含め総延長約 454 キロメートル（令和 7 年度末現在）有しています。

耐用年数を経過した水道管（老朽管）については、随時更新を行っていますが、約 34% が耐用年数を経過した水道管となっているのが現状です。

【管路内訳】

管の種別	導水管	送水管	配水管	計
铸铁管	237	2,428	4,649	7,314
ダクタイル铸铁管	736	7,548	10,198	18,482
鋼管	98	1,453	11,015	12,566
硬質塩化ビニル管	9,913	18,461	357,353	385,727
石綿管	350	0	0	350
ポリエチレン管	710	2,644	26,764	30,118
その他	39	43	187	269
計	12,083	32,577	410,166	454,826

（令和 7 年度決算資料より）

- ・ **铸铁管**：炭素を多く含む「铸铁」で作られた金属管で、硬いが脆く、衝撃や曲げに弱い。現在は製造されていない。
- ・ **ダクタイル铸铁管**：铸铁管に含まれる炭素を球状にすることで強靱で強靱性を高め、衝撃に強くした金属管
- ・ **鋼管**：鉄に炭素などを含んだ鋼製の金属管
- ・ **硬質塩化ビニル管**：軽量で腐食・耐薬品性・加工性に優れたプラスチック管
- ・ **石綿管**：石綿とセメントを混合・成形した管
- ・ **ポリエチレン管**：軽量で柔軟、耐久性、耐震性、腐食性に優れた管

5 水道事業の経営状況

(1) 組織体制

本町は、町長が水道事業管理者の職務を行っており、水道事業管理者の権限に属する事務を行うために水道課を設置し、水道管理係、工務係の2係で運営しています。令和7年度末現在の水道課職員数は、課長を含め7名です。

そのほか、施設の維持管理、毎日点検を行うため、水道施設管理人（会計年度任用職員6名）が業務に従事しています。

なお、電気設備点検業務、電気保安業務、水質検査業務、メーター検針業務（個人）、量水器取替業務（個人）など、民間に委託しています。

【職員等の推移】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
職 員	8	8	8	7	7	7	7
会計年度任用職員 (水道施設管理人)	8	8	8	8	8	8	6
合 計	16	16	16	15	15	15	13
前年度比較	0	0	0	△1	0	0	△2

(2) 水道料金

水道料金については、旧簡易水道事業区域は口径別料金体系、市街地部の旧上水道事業区域は、用途別料金体系の2体系で、それぞれ異なる料金単価で設定されていました。平成29年度（2017年）の上水道事業へ事業統合の際に「口径別従量料金制」に統一されました。

現行の料金については、令和6年4月1日に改正されたものです。

（水道料金表）※令和6年4月1日改定

（単位：円/税抜）

メーター 口径	基本料金	従量料金			
		1～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31㎥以上
13mm	750円	1㎥につき 80円	1㎥につき 135円	1㎥につき 160円	1㎥につき 185円
20mm	1,230円				
25mm	2,220円				
40mm	5,740円				
50mm	7,090円				
75mm	13,990円				
100mm	28,530円				

(3) 経営状況

水道事業会計は、地方公営企業法に基づき、公営企業会計を適用しています。

令和7年度水道事業の決算状況は、事業の経営活動に伴い生じた収支の収益的収入 420,453 千円、収益的支出は 414,764 千円で、当該年度純利益は、5,689 千円でありました。

水道水売って収入を得るための供給単価は 1 m³あたり 166 円で、水道水をつくるための給水原価は 182.94 円となっています。

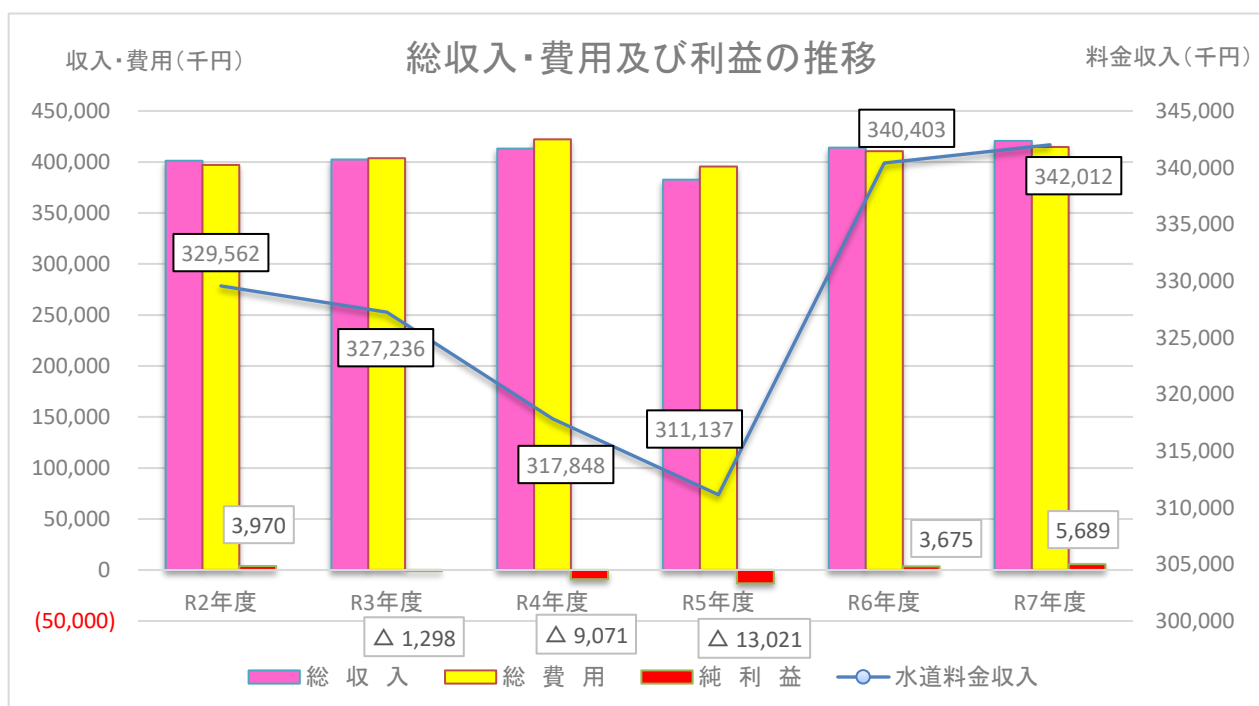
将来の経営活動に備えて行う建設改良工事等の収支の資本的収入は 333,300 千円、資本的支出は 458,161 千円で、支出に対し収入が不足する額 124,861 千円については、損益勘定留保資金等の補てん財源で補てんしています。

【料金収入及び収支状況】

区 分	単	区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
水道料金収入	千円	実 績	329,562	327,236	317,848	311,137	340,403	342,012
		対前年度	2,204	△ 2,326	△ 9,388	△ 6,711	29,266	1,609
総 収 入	千円	実 績	401,162	402,358	413,145	382,496	414,082	420,453
		対前年度	△ 265	931	10,787	△ 30,649	31,586	6,371
総 費 用	千円	実 績	397,192	403,656	422,216	395,517	410,407	414,764
		対前年度	△ 4,009	2,455	18,560	△ 26,699	14,890	4,357
純 利 益	千円	実 績	3,970	△ 1,298	△ 9,071	△ 13,021	3,675	5,689
		対前年度	3,744	△ 5,268	△ 7,773	△ 3,950	16,696	2,014

※R4 年度の水道料金収入は、1 月から 3 月分の減免された基本料金(22,431 千円税抜き)を含む。

※R7 年度の水道料金収入は、1 月から 3 月分の減免された基本料金(26,127 千円税抜き)を含む。



6 水道事業の分析・評価

整備目標や経営効率化への取組など幅広い経営情報を数値化することで、よりわかりやすく情報提供を行うとともに、多角的な視点から事業経営の自己診断を行うことを目的として日本水道協会が、平成 17 年 1 月に制定（平成 28 年 3 月改定）した「水道事業ガイドライン」に基づき算出した業務指標（PI）の変化を下表に示す項目について、3 段階で評価するものです。

評価は、平成 29 年度から令和 7 年度までの変化を基にします。

【水道事業に関わる一般的な業務指標】

目標	業務指標（PI）
安全で良質な水	平均残留塩素濃度
安定した水の供給	給水普及率
	法定耐用年数超過管路率
	管路の更新率
	配水池の耐震化率
	基幹管路の耐震管率
健全な事業経営	総収支比率
	料金回収率
	供給単価
	給水原価

【業務指標による評価ランク】

判定ランク	評価	記号
上昇傾向	良好で、現状で問題なく対応できる	↑
変化なし	現状で対応できる部分もあるが弱点を計画的に改良・改善する必要がある。	→
下降傾向	現状では対応できないため、早急に改良・改善する必要がある。	↓

【業務指標】

PI	単位	改善方向	指標特性	PI値									改善度 H29→R7
				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
平均残留塩素濃度	mg/L	-	単年	0.18	0.17	0.30	0.19	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	→ 0%
給水普及率	%	+	累積	97.1	97.1	97.1	97.1	97.1	97.1	97.2	97.2	97.2	→ 0%
法定耐用年数超過管路率	%	-	累積	16.0	20.9	23.4	23.4	23.2	23.8	27.5	29.3	33.7	↓ -111%
管路の更新率	%	+	単年	1.74	0.45	0.13	0.32	0.15	0.37	0.43	0.41	0.62	↓ -64%
配水池の耐震化率	%	+	累積	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	→ 0%
管路の耐震化率	%	+	累積	1.0	1.3	1.4	1.5	1.6	1.9	2.3	2.6	3.1	↑ 207%
基幹管路の耐震化率	%	+	累積	1.3	1.8	1.8	1.9	2.4	2.7	3.2	3.8	3.9	↑ 200%
総収支比率	%	+	単年	102.6	101.5	100.1	101.0	99.7	97.9	96.7	100.9	100.1	→ -2%
累積欠損金比率	%	-	単年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	→ 0%
料金回収率	%	+	単年	99.3	97.9	96.9	98.0	97.2	86.1	93.5	98.1	90.7	↓ -9%
供給単価	円/m ³	+	単年	156.3	156.8	157.0	156.7	157.6	146.7	159.1	176.8	166.0	↑ 6%
給水原価	円/m ³	-	単年	157.5	160.2	162.0	159.9	162.2	170.4	170.2	179.9	182.9	↓ -16%

(1) 安全で良質な水：平均残留塩素濃度

$$\text{平均残留塩素濃度} = \frac{\text{残留塩素濃度}}{\text{残留塩素測定回数}} \quad (\text{単位：mg/L})$$

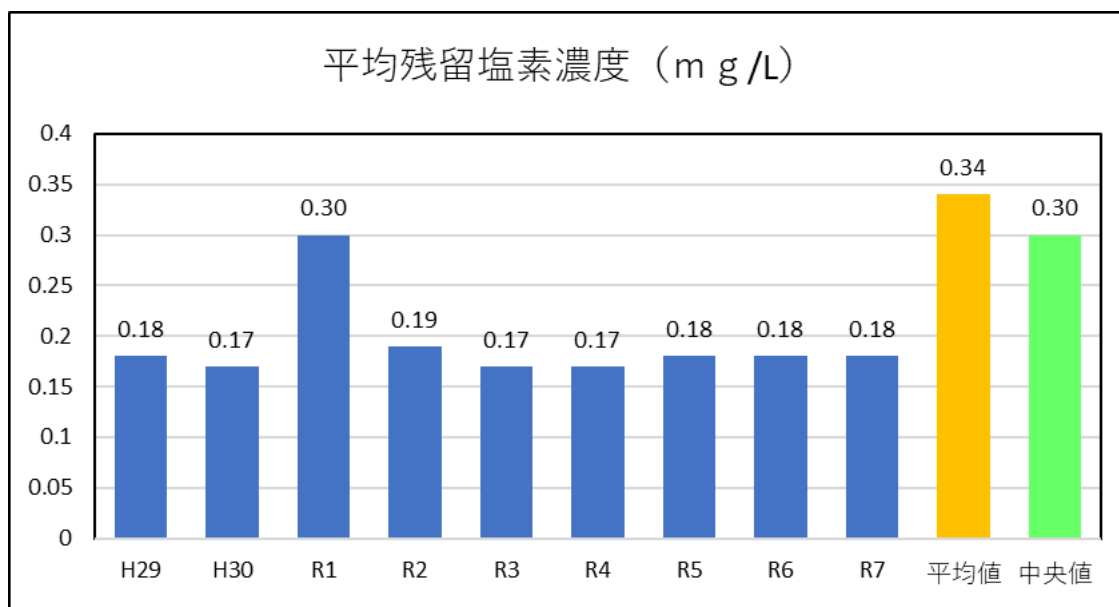
【指標の見方】

給水栓での残留塩素濃度の平均値で、遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上を満たす必要があることが水道法で定められています。一方で残留塩素は、低い方がおいしさからは好ましく、残留塩素濃度 0.1mg/L を確保した上で、なるべく小さな値にすることが望ましいとされます。

【本町の場合】

平均残留塩素濃度は、平成 29 年度以降基準値である 0.1mg/L を満たしており、全国平均値と比較しても小さな値となっております。

今後も適切に水道水の安全確保に努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(2) 安定した水の供給：給水普及率

$$\text{給水普及率} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{給水区域人口}} \times 100 \text{ (単位：\%)}$$

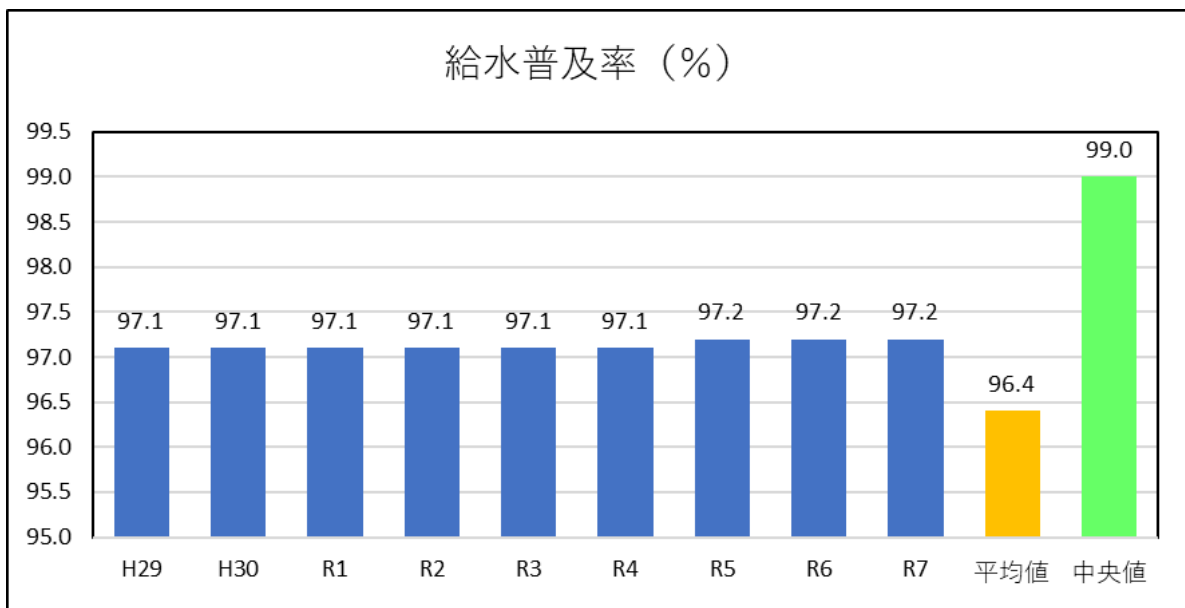
【指標の見方】

給水サービスを受けている人の割合を表します。値は高い方が良いと言えます。

【本町の場合】

給水普及率は、97.2%となっており、全国平均値と同程度の値となっております。

今後もこの給水普及率を維持できるよう努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(3) 安定した水の供給：配水池の耐震化率

$$\text{配水池の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策された配水池有効量}}{\text{配水池等有効容量}} \times 100 \text{ (単位：\%)}$$

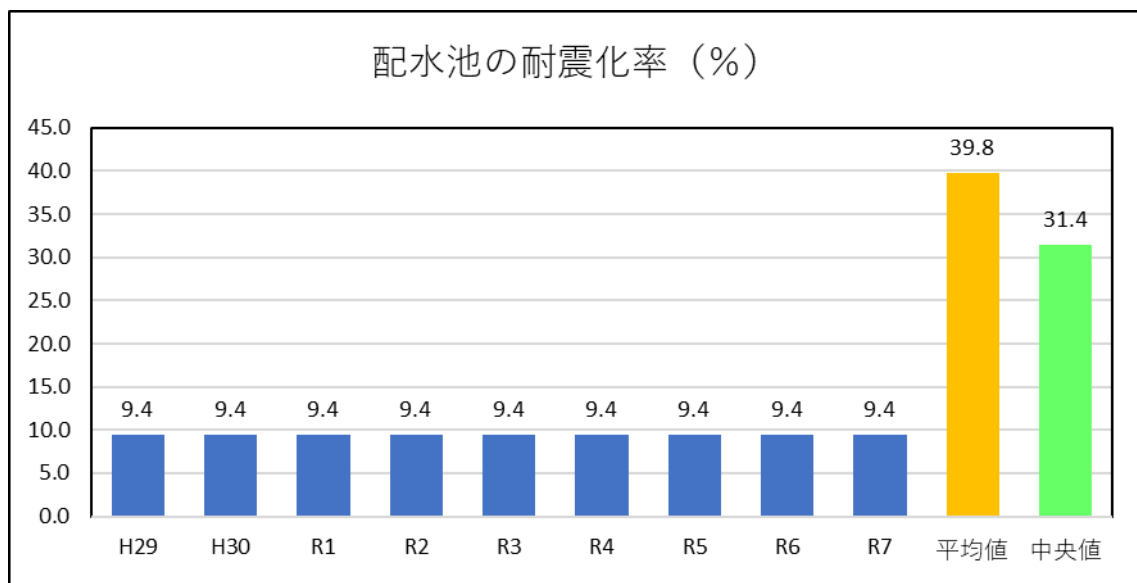
【指標の見方】

全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表します。値は高い方が良いと言えます。

【本町の場合】

配水池の耐震化率は、全国平均値と比較して低い値となっております。

配水池の更新の際は、耐震対策を行い配水池の耐震化率向上に努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(4) 安定した水の供給：基幹管路の耐震管率

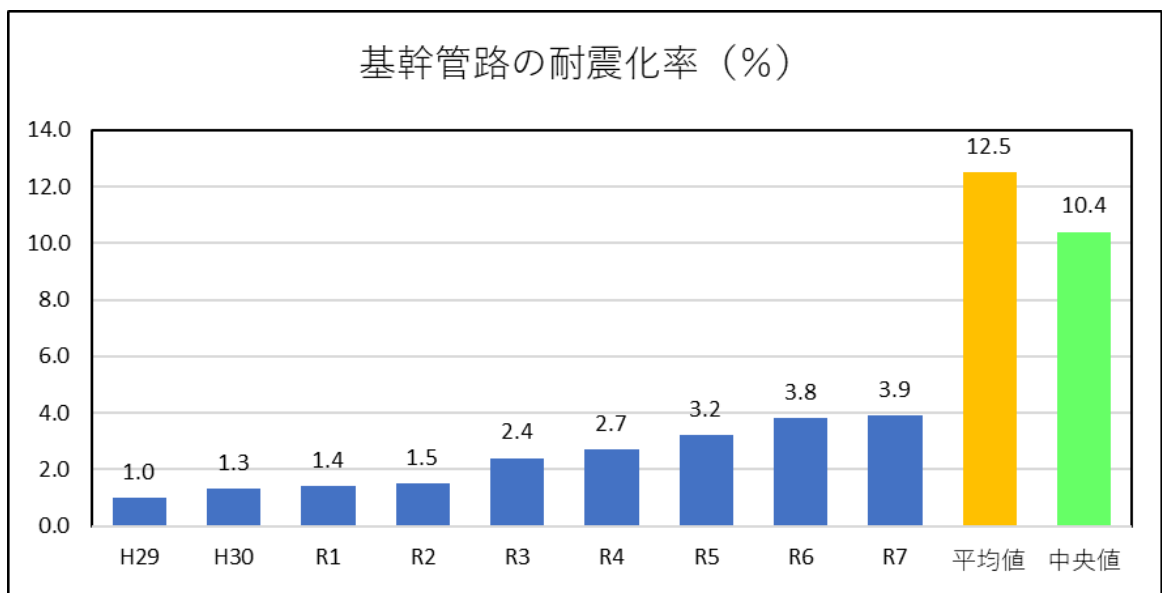
$$\text{基幹管路の耐震化率} = \frac{\text{基幹管路のうち耐震管延長}}{\text{基幹管路延長}} \times 100 \text{ (単位：\%)}$$

【指標の見方】

基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表します。値は高い方が良いといえます。

【本町の場合】

基幹管路の耐震管率は、全国平均値と比較して低い値となっております。引き続き管路更新の際は、耐震対策を行い基幹管路の耐震管率維持に努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(5) 健全な事業経営：総収支比率

$$\text{総収支比率} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 \text{ (単位：\%)}$$

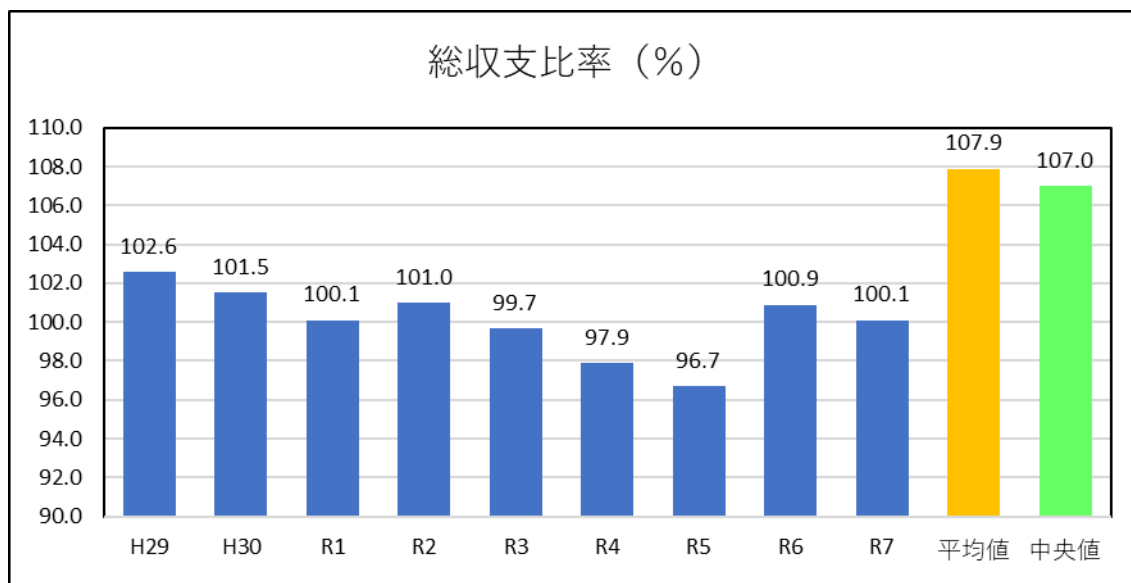
【指標の見方】

総費用が総収益によってどの程度賄われているのかを示すもので、水道事業の収益性を表します。料金算定期間内で経営収支が 100%を上回っていれば、良好な経営と言えます。

【本町の場合】

総収支比率は、全国平均値と比較して低い値となっており、R6年度の料金改定により、R7年度も 100%を上回りました。

今後も、100%以上を維持できるよう努めます。



※表中の平均値・中央値は R4年度の数値

(6) 健全な事業経営：料金回収率

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100 \text{ (単位：\%)}$$

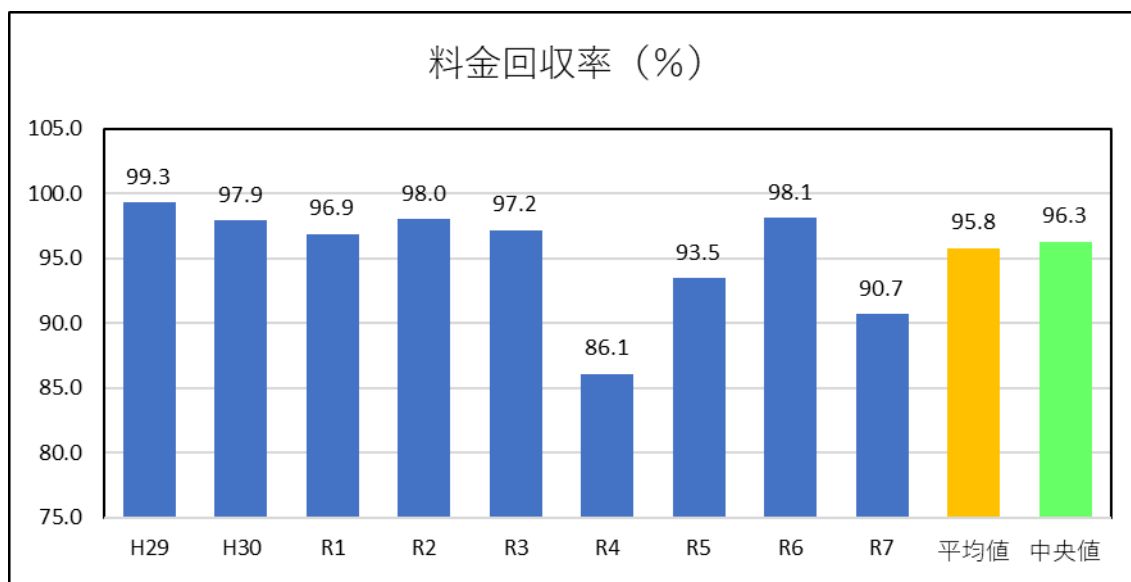
【指標の見方】

給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表します。100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味します。

【本町の場合】

料金回収率は、100%を下回っています。これは、簡易水道事業創設時に借り入れた企業債に係る利息の一部を一般会計からの繰入金として受け入れているためです。

全国平均値と比較すると同程度の値となっており、今後も健全な経営となるよう努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(7) 健全な事業経営：供給単価

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \quad (\text{単位：円}/\text{m}^3)$$

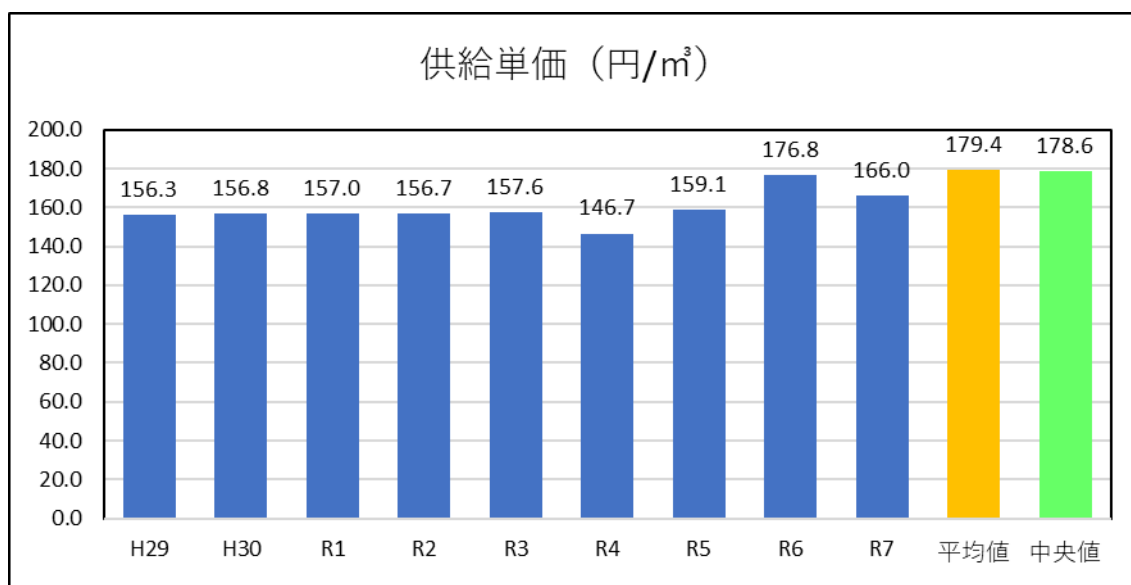
【指標の見方】

有収水量 1 m³当たりの給水収益の割合を示すもので、水道事業でどれだけの収益を得ているかを表します。値は低い方が良いとされますが、事業環境により単純に金額だけで判断することは難しいとも言えます。

【本町の場合】

供給単価は、全国平均値と比較して低い値となっています。

今後も料金回収率の視点から、給水原価との関係を見て適正な供給単価での水道サービスを維持できるよう経営改善に努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

(8) 健全な事業経営：給水原価

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - \text{長期前受金}}{\text{年間総有収水量}} \quad (\text{単位：円}/\text{m}^3)$$

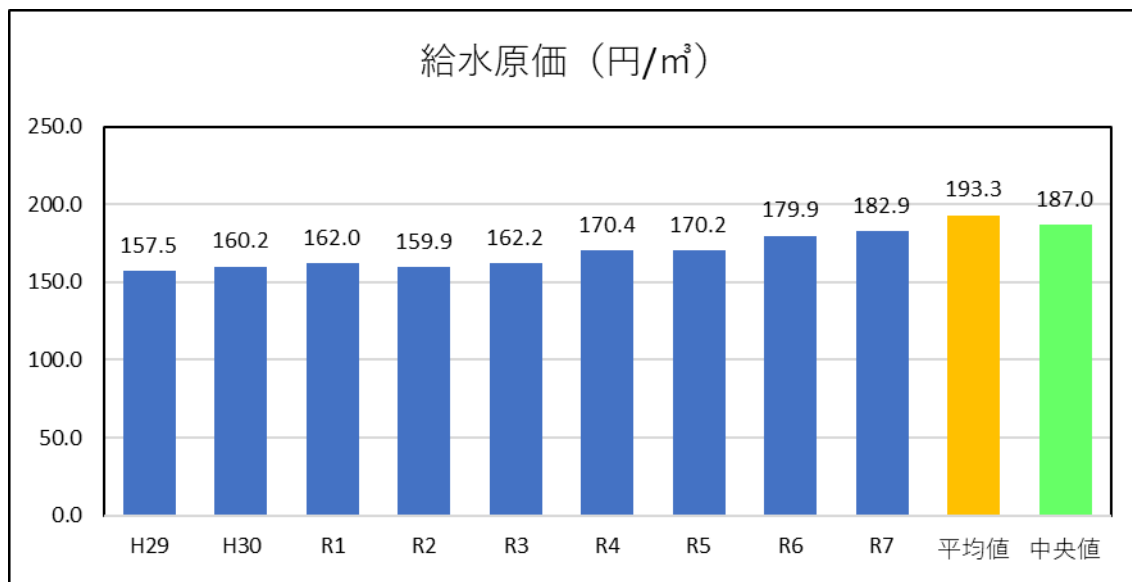
【指標の見方】

有収水量 1 m³当たりの経営費用（受託工事費等を除く）の割合を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表します。値は低い方が事業体、契約者双方にとって望ましいが、低い理由が、本来必要な建設改良事業、修繕を十分に行っていない場合は、適正とは言えません。

【本町の場合】

給水原価は、全国平均値と比較して低い値となっています。

今後は料金回収率、供給単価と併せて水道サービスの更なる向上のために投資の効率化や維持管理の削減といった経営改善に努めます。



※表中の平均値・中央値は R4 年度の数値

7 水道事業の現状と課題

(1) 安全で良質な水

本町の水道水は、水道法で定める水質基準を満たし、安全で良質な水道水の供給に努めています。

今後も水質基準を満たす良質な水道水を供給するため、技術力の維持と次世代への技術の継承は課題であります。

(2) 安定した水の供給

本町の令和7年度末の水道普及率は97.2%で、他水道事業体と同程度の普及率であります。今後も維持できるよう管理運営してまいります。

水道施設や基幹管路（導水管、送水管、配水管）の耐震化については、これまでも取り組んできました。しかしながら財源的に難しい面もあり、なかなか進まない状況です。

耐用年数を経過した老朽管や水道施設の更新など課題は山積していますが、優先順位をつけて対応していく計画です。

(3) 健全な事業経営

本町の水需要は、給水人口の減少、節水器具の普及に伴い、年々減少傾向にあります。

水道料金は、平成29年4月に口径別料金体系に統一されました。当初5年後の令和3年度に見直しの予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済状況の悪化などの理由により、料金の改定を見送りました。しかしながら、令和3年度から令和5年度の収益勘定決算において損失（赤字）となり、この状態が続けば経営に支障が生じるため、令和6年4月に料金の改定を行いました。

今後は、日本水道協会が示す「水道料金算定要領」に基づき、定期的（5年間隔）に水道料金の見直しを行う計画です。

第3章 将来の事業環境

1 外部環境の変化

水道事業の理想像と目標設定、取り組むべき事項、方策を定めるためには、現状の評価と課題から、予測される将来の水道事業を取り巻く環境がどのようなようになるかを認識しておく必要があります。

将来の水道事業の外部環境の変化を明確にし、方策の展開につなげます。

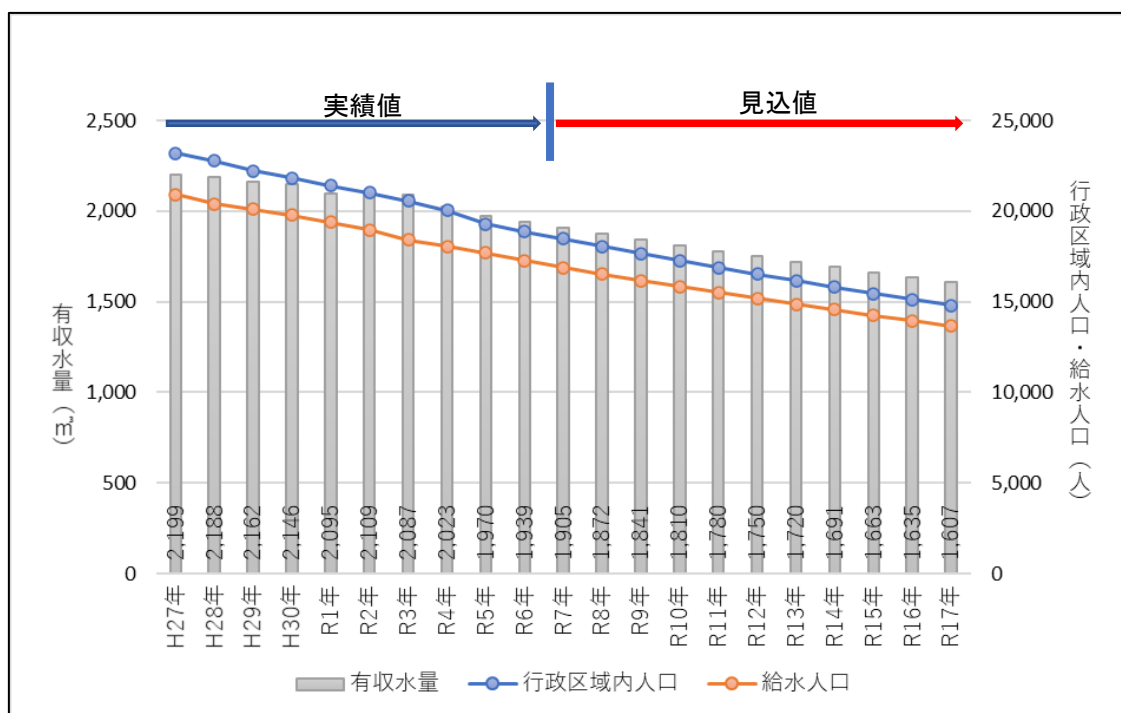
(1) 給水人口及び給水量の減少

本町の人口は、平成27年から令和6年までの10年間で4,325人余り、約18.6%の減少となっており、人口減少は依然として進行している状況です。

また、水需要の動向も、給水人口の減少に加え節水機器の普及などもあり、今後も減少することが予想されます。

将来、予想される給水人口及び給水量は、非常に厳しい見通しとなっており、10年後の令和17年度には、給水人口13,670人、給水量1,607,641 m³/年になると見込んでいます。

【給水人口と給水量の推移】



(2) 施設の効率化の低下

施設面では、給水量が減少することから、現状を維持した規模での単純な更新では施設利用率が低下し、将来的な事業効率を悪化させることになります。

したがって、人口減少を踏まえたダウンサイジング思想を取り入れた水道施設の再構築が、今後必要となります。

現況の給水サービス水準を維持しながら、配水区域の見直しや将来に向けた合理的・効率的な施設整備を推進してまいります。

(3) 水源の汚染

本町の水源は、表流水を4箇所 1,306 m³/日、湧水・地下水を31箇所 9,604 m³/日取水する計画で、各水源の水質に合わせた浄水設備を維持管理し、安全で良質な水道水を皆様のもとにお届けしています。

表流水（河川水）を水源としている4箇所においては、定期的な水質検査で、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物の指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌の監視を継続します。

これからも、温暖化等の気候変動による自然環境の変化や水源水質に影響を与える可能性のある社会環境の変化に対応し、将来にわたって安全な水を供給できるように、水質の監視や浄水処理を徹底して行うことが重要となります。

(4) 異常気象の影響及び新しい災害リスクの顕在化

年々激しさを増すゲリラ豪雨や台風等による水道施設の浸水、停電による断水等のリスクを考慮し、給水区域間の連絡管設置や非常用発電設備の整備など、サービス水準の維持・向上を図っていく必要があります。

また、重要給水拠点施設（避難所・病院など）に給水する配水施設については、優先的に整備を進めてまいります。

2 内部環境の変化

水道施設については、高度経済成長期に建設した施設の老朽化、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、さらには、令和 6 年の能登半島地震を教訓とする強靱な施設の必要性など重要な課題があります。

ここでは、将来予想される水道事業の内部環境の変化について提示し、方策の展開につなげます。

(1) 施設の老朽化

水道施設のうち、高度経済成長期に布設された管路の老朽化など、施設の経年劣化が全国的に問題視されており、漏水被害等が全国各地で発生している状況にあります。

本町の水道は、大正 15 年に宮之城地区の中心部に創設されたもので、以後幾度かの拡張工事を経て現在の状況となっています。その周辺部においては、昭和 30 年代から平成のはじめにかけて、簡易水道事業や営農飲雑用水事業等で創設され、それぞれ事業ごとに施設、管路が数多く存在しており、これら多くの施設を今後どのように更新整備していくかが課題となっています。

地震などの自然災害は、水道施設設備に甚大な被害を及ぼす恐れのあることから、水道施設の老朽化対策は、速やかな対応が求められます。

また、管路の老朽化による漏水事故は、給水に支障を与えるばかりでなく、人的被害を含め、周辺に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。



船木配水池

(2) 基幹施設の耐震化

国は、既存の水道施設の耐震化に際し、「災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要支援者の避難拠点など、人命の安全確保を図るため、給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設へ給水する管路については、優先的に耐震化を進めること」としています。

重要拠点とされる施設が多数存在していますが、令和 7 年 1 月に策定した「さつま町上下水道耐震化計画」の実現を目指します。

(3) 職員の減少

水道事業者の組織内の技術をどのように承継するかが全国的な課題となっています。今後の水道事業には高度な技術的基盤に基づいた、適正な施設更新計画の策定と実践が求められます。

今後の水道事業を支えるため、管理業務の省力化及び効率化に加え、適正な組織体制を構築し、水道技術の継承を行っていくことが重要です。

(4) 危機管理体制の強化

外部環境の変化のなかでも示したとおり、新たな水質事故や災害リスクがこれまで以上に増大していくことが考えられます。

本町の防災計画に基づいての対応となりますが、水道事業職員だけでは難しく、近隣自治体との相互協力を含めた危機管理体制を構築していくことが重要となってきます。

危機管理体制の構築、強化に向け、関係機関との調整を図りながら、想定される全ての危機事象に十分対応できる体制整備が重要です。

(5) 資金の確保

経営理念を満足するための水道施設を更新するには、多大な費用と時間を要し、その資金確保と計画的かつ長期的な施設更新が求められています。

施設の更新を進めるには、適正な資金の確保が必要ですが、人口減少に伴う給水量減少など外部環境の変化により、必要な収入を確保することが非常に困難な状況となってきます。

本町においても、水道事業の長期的な更新計画並びに資金計画に基づき、現行料金体系の見直しを検証していく必要があります。

第4章 水道事業の基本理念と理想像

1 基本理念及び理想像

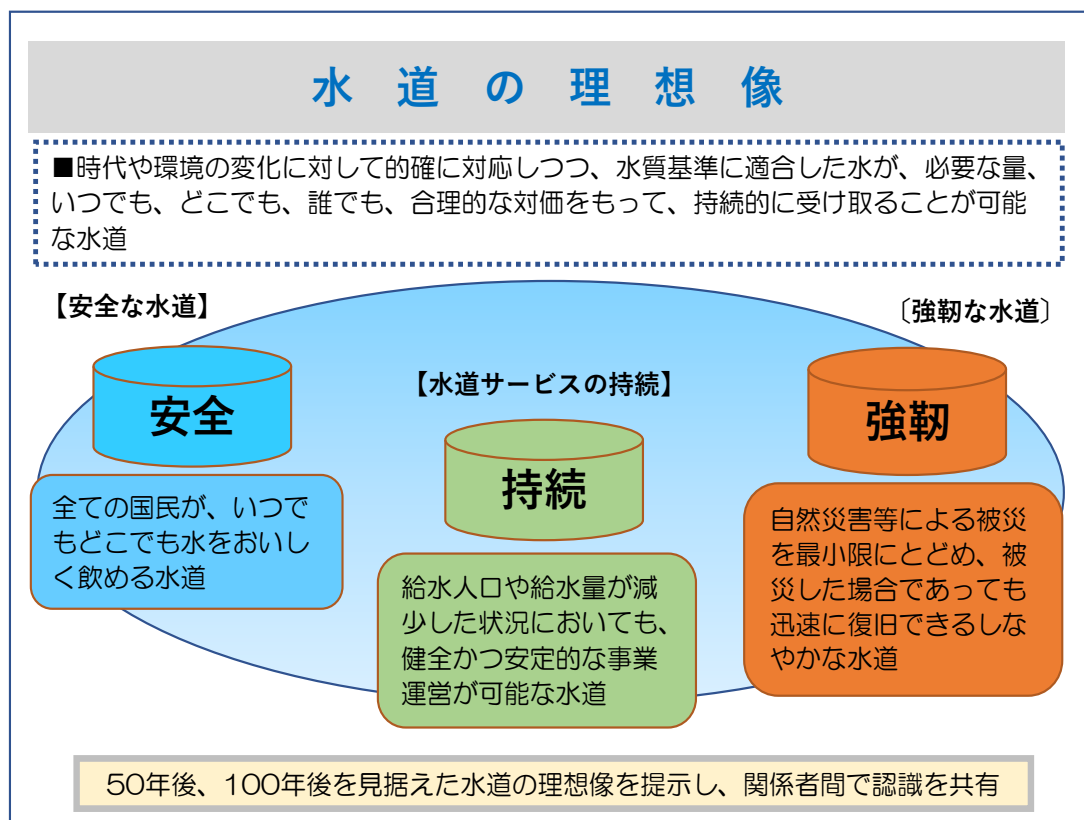
本町の水道事業は、給水開始以来今日まで、常に安全で良質な水を供給することを基本使命として運営してきました。

水道ビジョンでは、供給体制の持続性の確保を「持続」、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示します。

基本理念は、前回のビジョンの基本理念である「未来までとどけ安心安全なさつまの水」を踏襲し、「安全」な水をいつでも確実に供給できる「強靱」な水道を構築し、将来にわたってこれを「維持」していくことを目指します。

《基本理念》

『未来までとどけ、安心・安全なさつまの水』



第5章 目標実現のための施策

安心安全なさつまの水道水の供給が今後も維持できるよう、設定した基本理念を具現化するため、「持続」「安全」「強靱」のそれぞれの観点から、事業の目標の実現にあたっての施策について、以下のとおり整理して示します。

1 『持続』いつまでも皆様の近くにあり続ける水道

(1) 将来を見据えた施設の整備・更新及び有収率の向上対策

現在、水源地、配水池、水道管路など多くの水道施設を保有しており、そのほとんどが建設当時のままであり、多くの施設が耐用年数を超え、老朽化が進行し、今後、更新を必要とする施設が一挙に増大することが見込まれています。

これらの水道施設の整備・更新には、多額の経費を必要とするため、長期財政計画を策定し安定財源の中で、優先順位を付けながら効率的な整備・更新に努めます。

また、施設の整備・更新については、給水区域間の水の融通・給水水系の見直しなど現有施設の有効活用を図りながら、将来的な水需要、給水人口の動向など考慮し、ダウンサイジングや施設の耐震化対策にも積極的に取り組んでまいります。

水道管路網の耐震化については、有収率向上対策としても急務のため、できることから耐震管の採用に努めます。

実現施策	内 容
長期計画の中での効率的な施設整備・更新	・長期財政計画の策定 ・水系間の水の融通など現有資産の効率的な活用 ・アセットマネジメント活用による資産管理の推進 ・将来を考慮した施設規模の整備及び更新 ・優先順位に基づいた施設の効率的な更新 ・耐震管の積極的な採用による有収率の向上対策
安定財源の確保	・国の補助事業の活用 ・水道料金の適正な賦課

(2) 施設の適正な維持管理

老朽化した水道施設は、処理能力の低下、水質の悪化などの原因につながる恐れもあります。老朽施設の更新には多額の経費も必要なことから、現有資産の適正な管理に努め、延命化を図ります。水道施設の中の取水ポンプ、滅菌設備などは、常に運転状況を把握し、計画的な更新に努めます。

水道管路については、漏水の発生、有収率の低下につながるような箇所の把握、部分的な更新などに努め、発生した漏水については、早期復旧を図ります。

実現施策	内 容
施設の適正管理	• 水道施設管理人との定期的な意見交換及び施設運転状況の把握 • 水道施設の老朽化の診断、計画的な更新 • 管路における漏水多発箇所、高水圧箇所などの把握及び部分的な更新の検討 • 管路からの漏水の早期発見、早期復旧

(3) 効率的で健全な事業運営及び広域連携の模索

今後、給水人口の減少により給水収益の減少、施設の老朽化による更新経費の増大など、水道事業の経営は非常に厳しくなると思われます。

民間委託の模索、「町職員定員管理計画」に併せた適正な人員の配置、広域連携を進めるなど、効率的な事業運営に努めます。

また、将来にわたり健全な事業運営ができるよう、収益と費用のバランス、投資的経費の有効な活用、借入金抑制による将来負担額の抑制などに努めます。

実現施策	内 容
効率的で健全な事業運営	• 長期財政計画の策定 • 業務の民間委託の模索 • 適正な人員配置 • 広域連携の推進

(4) 適正な料金収入の確保

水道料金については、平成 29 年 4 月の事業統合の際に、「口径別逦増制料金体系」に統一、最近では令和 6 年 4 月に改定しました。

給水人口の減少に伴う水道使用量の減少や節水機器の普及などにより、今後も水道料金収入は減少していくことが予想されます。

水道料金の改定については、日本水道協会が示す「水道料金算定要領」に「概ね 3 年から 5 年を目安に改定することが望ましい。」とされています。

水道利用者に水道事業の将来像を説明し、ご理解いただき、適正な水道料金の賦課に努めます。

また、水道料金の公平負担の原則、安定的な事業運営の確保のため、継続した未収金対策を講じてまいります。

実現施策	内 容
適正な水道料金の検討	• 長期財政計画の策定 • 定期的な料金改定の算定 • 水道利用者に対する十分な説明 • 未収金解消対策

(5) 職員の技術力・組織力向上と技術の継承

今後、人員の削減や経験豊富な職員の退職等により、職員の技術力の維持、継承が困難になってくると考えられます。

長期的な視点に立った人事サイクルの検討、各種研修への積極的な職員の参加、近隣市町との意見交換などに努めます。

実現施策	内 容
長期視点に立った人材育成の促進	• 定期的な人事サイクルの検討 • 経験豊富な職員による実務指導 • 近隣市町との意見交換の実施 • 職員の研修会、講習会への積極的参加

(6) 水道利用者のニーズを踏まえたサービスの向上

水道事業が将来にわたり持続していくには、水道利用者のご理解・ご協力が必要です。町広報紙、ホームページ等を活用し、水道事業の運営状況、各種手続方法、凍結防止など、水道利用者が望んでいる情報の発信に努めるとともに、小学生の社会科見学やさつまの郷出前講座などを活用して、水道事業への理解を求めてまいります。

水道利用者の使用開始及び休止届出については、役場本庁水道課、鶴田支所及び薩摩支所の3箇所で対応しています。また、令和6年1月からは、インターネットによる使用開始及び休止届出が可能となりました。

水道料金の納入方法については、金融機関窓口での直接納付、口座振替に加え、コンビニエンスストア納付、スマホアプリ決済納付を導入し、納入方法の多様化を図りました。今後も利用者からのご意見要望等に対応できるよう努めます。

実現施策	内 容
水道に関する各種情報の発信	• 町広報紙、ホームページを活用した情報の発信 • さつまの郷出前講座による水道事業の紹介 • 小学生等に対する水道施設見学会の開催

2 『安全』 いつ飲んでも安全な信頼される水道

(1) 水源の汚染リスクの監視及び水質管理の強化

本町の水道は河川水（表流水）を取水し、ろ過にて浄化处理し、給水している施設が4箇所あります。

平成24年に策定した「水安全計画」の見直しを行い、河川水の水質から各家庭の給水栓までの水質監視の強化を図り、異常時の迅速な対応体制の構築に努めます。

また、近年は水質管理項目が複雑多岐にわたり、精密性も向上しております。水質検査を委託している専門機関と連携を密にし、情報交換を行うと共に、水質関連の研修に積極的に参加し、職員の資質の向上に努めます。

実現施策	内 容
水質監視の強化	・水安全計画の見直し ・河川上流部の環境変化の監視 ・河川水から給水栓までの水質変動の把握 ・専門検査機関との連携及び職員の資質の向上 ・水質異常時の対応体制の構築 ・新たな地下水源の開発の模索

(2) 給水装置の安全性向上と事故防止

各家庭の給水栓まで良質な水を供給するには、給水装置の適正な維持管理が必要となります。各家庭内の給水管については、水道利用者が維持管理することになるため、給水装置の安全性保持に関する周知と不具合が生じる恐れがある場合の改善等指導に努めます。

また、適切な給水工事と給水工事の事故防止、無断施工の防止を図るため、指定給水装置工事事業者に対する、指導・研修を実施いたします。

実現施策	内 容
給水装置の安全対策	・給水装置の適正な維持管理の周知 ・指定給水工事事業者に対する指導・研修の実施

(3) 水道未利用者への水道利用の推進

給水区域内の普及率は約97%程度であり、給水区域内でも自家用水を利用されている世帯も見受けられます。衛生的で、安全な水道水を利用いただくよう未利用者への水道普及に努めます。

実現施策	内 容
水道未利用者への普及	・水道への加入に関する周知 ・水道布設に関する相談及び現地調査等

3 『強靱』災害に強い たくましい水道

(1) 災害に強い水道の整備

大規模な災害が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、施設の重要性や緊急性など勘案して、できることから耐震化に取り組みます。

災害時の断水の狭小化を図るために、給水区域間の連絡管設置による水の融通や、被災箇所の早期復旧を図るための資機材の備蓄にも努めます。

実現施策	内 容
災害に強い水道の整備	• 計画的な施設の耐震化 • 給水区域間の連絡管設置による水の融通 • 水道資機材の計画的な備蓄

(2) 災害時における連携の強化

災害が発生した場合は、断水に関する広報、応急給水、応急復旧作業を速やかに行う必要があります。

災害の対応には、水道課の職員だけでは限界があるので、町職員全体としての取り組みや災害時応援協定を締結している「さつま町給排水事業研究会」、日本水道協会、鹿児島県及び近隣市町の協力が重要です。

災害や水質異常時の体制としては、「水道事業危機管理マニュアル」を策定しておりますので、当該マニュアルの見直しや定期的な訓練等の実施にも努めます。

実現施策	内 容
災害時の連携の強化	• 危機管理体制の構築 • 災害時危機管理マニュアルの見直し • 定期的な訓練の実施

今後のスケジュール（R8～R17）

取組事項	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1『持続』いつまでも皆様の近くにある続ける水道										
(1) 将来を見据えた施設の整備・更新及び有収率の向上対策										
(2) 施設の適正な維持管理										
(3) 効率的で健全な事業運営及び広域連携の模索										
(4) 適正な料金収入の確保	料金改定検討									
(5) 職員の技術力・組織力向上と技術の継承										
(6) 水道利用者のニーズを踏まえたサービスの向上										
2『安全』いつ飲んでも安全な信頼される水道										
(1) 水源の汚染リスクの監視及び水質管理の強化										
(2) 給水装置の安全性向上と事故防止										
(3) 水道未利用者への水道利用の推進										
3『強靱』災害に強い たくましい水道										
(1) 災害に強い水道の整備										
(2) 災害時における連携の強化										

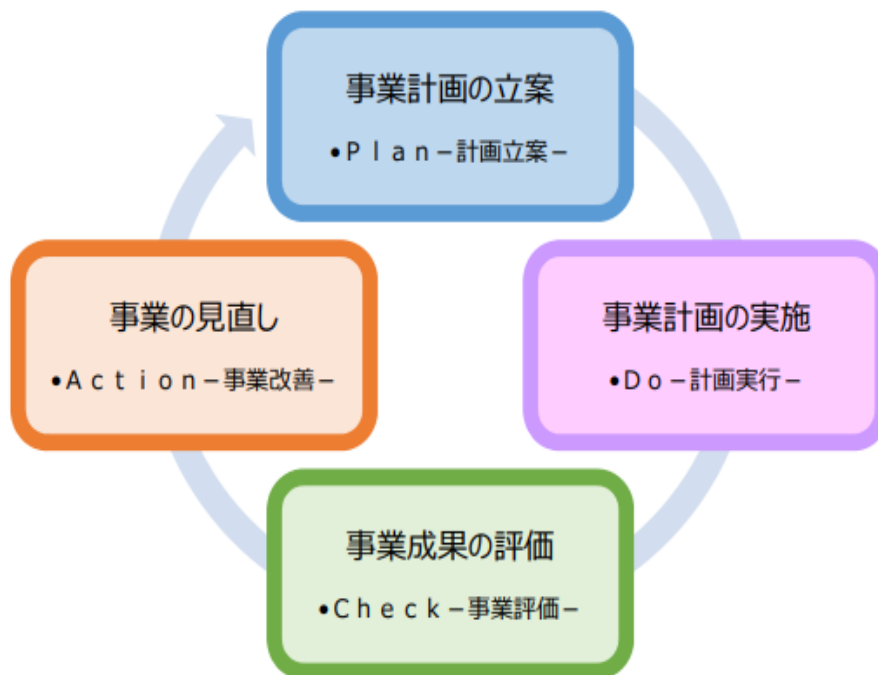
第6章 ビジョンの実現に向けて

1 フォローアップ

今回の水道ビジョンは、令和 17 年度までの 10 年間を目標年度としていますが、その間、水道事業を取り巻く環境も大きく変化していくことが予想されるため、定期的（概ね5年）なフォローアップが必要と考えられます。

フォローアップについては、PDCA サイクルの考え方に基づき、実現方策の有効性などを確認しながら、計画の推進や改善を図ります。

【フォローアップのイメージ】



※PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を意味する。

計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不十分な点を是正（Act）したうえで、更に元の計画に反映させていくことで、計画内容の維持・向上や事業の持続的改善を図ろうとするものである。

さつま町水道課 水道管理係・工務係

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

TEL 0996-53-111・FAX 0996-52-3514

E-mail : su-kanri@satsuma-net.jp